

山口市ふるさと納税お礼の品サムネイル画像作成業務委託仕様書

1 業務名

山口市ふるさと納税お礼の品サムネイル画像作成業務

2 目的

山口市ふるさと納税ポータルサイトに掲載しているお礼の品の写真に商品名や内容量等を掲載することで、本市のお礼の品の情報をより効果的に発信し、新たな寄附者の獲得及びお礼の品の認知度向上を図る。

3 契約期間

契約期間は、契約締結日から令和5年3月20日までとする。

4 業務内容等

(1) 業務内容

ふるさと納税ポータルサイトに掲載しているお礼の品の写真に商品名や内容量等を掲載したサムネイル画像を作成すること。

なお、掲載に当たっては、お礼の品の内容が分かりやすく、商品の魅力を伝えるキャッチコピーや、デザインを提案すること。

ただし、掲載する文言については、総務省が示す「適切な寄附先の選択を阻害するような表現」は使用しないこと。

※8 参考「ふるさと納税に係る指定制度の運用についてのQ&A.(一部抜粋)」参照

(2) サムネイル画像作成枚数

お礼の品 1 商品につき、以下の 2 種類のサムネイル画像を作成すること。

※お礼の品数:約 450 品

①画像寸法:520px × 323px サイズ:1MB 以下

②画像寸法:正方形 サイズ:1MB 以下

なお、写真データは、「ふるさとチョイス」に掲載しているお礼の品の写真をダウンロードして使用すること。 ※各お礼の品のトップ画面に掲載されている写真を使用すること。

(3) 掲載内容の調整・確認

お礼の品提供事業者(約 90 社)と掲載内容の調整及び確認等を原則2回以上行うこと。
また、掲載内容等について、必要に応じて、市と協議・調整を行うこと。

5 成果物の納品

(1) 納品形式

サムネイル画像(jpg)を CD-R に格納して納品すること。

なお、サムネイル画像のファイル名は、ふるさとチョイスのお礼の品名とすること。

例) B-002 阿知須和牛すき焼きうすぎりセット

(2) 納品期日

令和5年3月20日(月)

(3) 納品場所

〒753-8650 山口市亀山町2番1号

山口市商工振興部ふるさと産業振興課ふるさと産品営業担当

6 諸権利

- (1) 著作権法第27条及び第28条の権利を含め、本業務に係るすべての著作権、著作権の諸権利は、本市に帰属する。

7 その他

- (1) 業務内容、データ内容その他この契約履行により知り得た事項を第三者に漏らし又は委託の範囲を超えて利用してはならない。
- (2) 個人情報については、山口市個人情報保護条例に基づき適切な取扱いを行うこと。
- (3) 本業務の委託料は、業務完了後、受託者からの請求により支払うものとする。
- (4) 成果物に誤りや不備が発見された場合は、委託期間終了後であっても受託者の責任において無償で訂正を行うものとする。
- (5) 市は、本仕様書の目的を達成するために必要な指示を出せるものとし、受託者はその指示に従うものとする。
- (6) 本仕様書に定めのない事項や業務の遂行にあたって疑義が生じた場合については、市と受託者が協議の上、決定するものとする。

8 参考 ふるさと納税に係る指定制度の運用についてのQ & A. (一部抜粋)

問5「適切な寄附先の選択を阻害するような表現」(告示第2条第1号ニ)とは具体的にどのような表現か。

- 「適切な寄附先の選択を阻害するような表現」としては、具体的には、「お得」、「コスパ(コストパフォーマンス)最強」、「ドカ盛り」、「圧倒的なボリューム」、「おまけ付き」、「セール」、「買う」、「購入」、「還元」などが考えられる。
- また、区域内で製造、加工その他の工程のうち主要な部分が行われていないにもかかわらず、区域外で生産されたブランド価値を有するもの(ブランド肉、ブランド米等)の当該区域外で付加された価値を表記して行うもの(区域内で保存・熟成を行った区域外のブランド牛肉について、「〇〇牛熟成肉」等として情報提供するもの等)についても、これに当たる。
- 地方団体においては、上記の例示だけでなく、これらに類似する表現等についてもご留意いただき、新規にポータルサイト等に掲載を開始する返礼品等はもちろんのこと、既に掲載済みの返礼品等についても、確認を行うこと。
- なお、地方団体の公式HP等において、当該地方団体が直接これらの表現を用いた情報提供を行う場合のほか、地方団体が、民間事業者と契約し、ポータルサイトにおいてこれらの表現を用いた情報提供を行わせる場合も、告示第2条第1号ニの「情報提供」に該当するため、当該ポータルサイト上における表現についても、地方団体が確認すること。